

琉球大学学術リポジトリ

冊封体制の解体と清末知識人の東アジア認識： 台湾・琉球・越南・朝鮮問題を通して

メタデータ	言語: 出版者: 西里喜行 公開日: 2007-12-27 キーワード (Ja): 冊封体制, 清国ジャーナリズム, 清国知識人, 台湾事件, 琉球問題, 越南問題, 朝鮮問題, 洋務派外交 キーワード (En): The framework of the Sinocentric World Order, The Chinese journalism in late Qing, The Chinese intellectuals in late Qing, The Taiwan Incident, The Ryukyu Incident, The Vietnam's problem, The Korea's problem, The Chinese diplomacy during Westernization Movement 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2787

II 清国ジャーナリズムに於る琉球問題関連記事・論説見出し一覧及び概要

『申報』の関連記事・論説見出し一覧及び概要

- 一八七二年五月三十日（同治十一年四月二十四日）
 ●將軍文奏為琉球國夷人遭風到閩循例撫恤該夷伴有被台灣生番殺害現飭認真查辦摺（將軍文、琉球國の夷人風に遭いて間に到れば、例に循いて撫恤したるも、該夷の伴に台灣生番の殺害を被るものあるが為に、現に飭して認真に查辦せしむるを奏するの摺、四月初五日の京報）
- 一八七二年七月一日（同治十一年五月二十六日）
 ○南海奇事（琉球一島は東瀛に僻在し、向時日本に臣服するも中国にも入貢す。：現に聞くに、遭風の難船兩艘間に抵り、地方官の救護撫恤するを経たり、と。自ら台湾島に在りて生番に殺さると述べ、情形甚だ悲惨たり）
- 一八七二年十一月十五日（同治十一年十月十五日）
 ○琉球商人為台灣生番殺害（琉球商人、台灣生番に殺害さる）
- 一八七三年四月九日（同治十二年三月十三日）
 ○日本使臣來中国理論台灣生番殺琉球人事（日本の使臣、中国へ來たりて台灣生番の琉球人を殺すの事を理論す）
- 一八七三年五月六日（同治十二年四月初十日）
 ●琉球朝貢考へ選錄香港三月初六日華字日報（琉球一國は東瀛の海中に在りて幾んど黒子彈丸の若し。：その國の民船、風に遭いて我が朝に漂泊したれば、本より當に加うるに撫恤を以てすべし。何ぞ日本の之が為に詞を置くを容さんや）

一八七三年五月八日（同治十二年四月十二日）
●琉球風土へ選録香港四月初二日華字日報（友、琉球より返權してその国の風土・人情・民風・俗尚・物産・時序を述ぶるあり。頗る聴くに足る者あり）

一八七三年七月二十一日（同治十二年六月二十七日）

○琉球民船遇風へ琉球の民船、風に遇う（聞くに、琉球國、船二艘もて該國の官齒島より啓行するあり。連日の狂風浪猛に因り、櫓梶折られて以て口に収め難し。幸いにして、その一艘は已に前日において漚に至る）

一八七三年七月二十八日（同治十二年閏六月初五日）

○東洋抗論琉球事（東洋、琉球の事を抗論す）（瑣意西馬、駁して曰く、琉球既に中朝の屬國たらば、昔、我の雜蘇馬部の人、曾て伐ちて該境を取るれば、何ぞ中朝の兵を發して救援するを聞かざるや。爾既に之を先に救わざれば、我自ら當に之を後に護るべし、云々と）

一八七三年十一月十日（同治十二年九月二十一日）

●閩督李奏琉球國夷人遭風到閩循例訊撫恤摺（閩督の李、琉球國の夷人風に遭いて間に到れば、例に循いて訊訊撫恤するを奏するの摺、八月二十八日の京報）

一八七四年十二月十五日（同治十三年十一月初七日）

●西報論琉球所屬へ選録循環日報（西報、琉球の所屬を論ず）（願うに、琉球は兩大の間に介し、此の時、究に何國に屬するや、和を議するの時に當たつて、未だ明言するに及ばざるなり。中國、日本に五十萬金を償納し、その中の十萬は琉球の難を被るの家を撫恤す。その銀は日本より転じて琉球に昇れば、琉球の日本の所屬たるは、言わずして自らから諭る。琉球の日本の属國たる否とは、日本未だ嘗て明言せざるなり。則ち琉球は自主の國たる、明かなり）

一 八七四年十二月十六日（同治十三年十一月初八日）
 ● 統論琉球所屬へ選録循環日報（統論琉球の所屬を論ず）（願うに、今日本通國の人より之を言え、琉球を以てその所屬にして以て藩服に備うる者と為さざるなし。惟だ、外邦の人、之を國籍に按じ、之を流傳に考うれば、實に未だ確拠の尋むべきものならず）

一 八七四年十二月二十一日（同治十三年十一月十三日）
 ● 記中西各人論琉球事（中西各人の琉球の事を論ずるを記す）（若し果して東朝の使わす所に非ざれば、琉球の王は猶お内政を自主するの權あり。然らば、一は中國に進貢し、一は東國に転請して代わりて恤項を索む者にし。て、究にまた奇と為すなり。抑も或はその猶お進貢する者は、必ず東朝の使わす所の行か。蓋し一時は、その兼併の借を瞞さんと欲するのみ。而して中國皆之を不聞・不問に置くは、究にまた奇の内最も奇なる者なり）

一 八七五年三月二十六日（光緒元年二月十九日）
 ○ 日本為琉球索還貢物（日本、琉球の爲に貢物を還さんことを索む）（昨ごろ、香港より郵來せる各日報を閱て知りたるに、日本人の西字報中に刊せらる一則に謂う。去年、中東和を議し、中國曾て四十萬銀を以て日國の軍費を補償し、また十萬銀を以て琉球の難を被るの家屬を撫恤したれば、琉球は實に日本の藩服たるを見るべし、中國家は當にその方物を受くるべからず。故に去年の琉球入貢の珍は、日本近ごろ已に中國の總理衙門に移文し、擬して將に還さんことを索めんとす云々、と）

一 八七五年三月三十一日（光緒元年二月二十四日）
 ◎ 論日本向中國索還琉球貢物事（日本中國に向いて琉球の貢物を還さんことを索むるの事を論ず）（今、琉球は中東に介し、幸いとす所の者は、中國天地を量り包み、日本と相琉球は中東に介し、幸いとす所の者は、日本それをして中國に貢獻せしめず、中國またそれをして日本に貢獻せしめざれば、琉球豈に狼狽せざらんや。是れ豈に大國の小を字しむの道ならんや。）

らんや。故に日本、果して此の挙あれば、それ豈に堂堂たる大国の為す所ならんや。直だ婦人孺子の行う所ののみ。

一八七五年四月九日（光緒元年三月初四日）
○東洋雜事（日本新報に云う。日王已に琉球の官に伝令し、即ちに来京するを命じ、中国に入貢するの事を面詢せしむ、と）

一八七五年五月十日（光緒元年四月初六日）
○琉球使人来華（琉球の使人、華に来る）（東洋より来るの報を聞るに謂う。琉球人、経に使人を派して北京に来聘せんとす。蓋し一は大喪を嗜らうを以てし、一は新皇の登極を賀するを以てするなり。東朝聞きて大いに之を怒る）

一八七五年五月十二日（光緒元年四月初八日）
○嗣君告立（嗣君、立つを告ぐ）（泰西の諸国は新君踐祚すれば、文書を刊印して諸を列邦に告ぐ。琉球歳ごとに中朝に貢するは、是れより例と成る。去年、日本は台湾の生番の事の為に、已に琉球を臣服せしむと意謂い、琉球の修貢の一事に於て、竟に遣使して詰問するに至る）

一八七五年七月二十八日（光緒元年六月二十六日）
○兵船赴琉球（兵船、琉球に赴く）（福州新聞紙に謂いて曰く、経に総理衙門、諭して閩憲に行じ、兵船一艘を派して駛して琉球に赴き事を視せしむ。但、また何事を査せん、と欲するやを知らざるも、大抵また琉球人中朝に進貢し、東人悦ばざるの一事と相関わる所の者なるべし、と）

一八七五年七月二十九日（光緒元年六月二十七日）
○兵船赴琉球未議（兵船琉球に赴く未議）（日本人方に琉球の中朝に入貢するに因り、曾て遣使して貢物を回さんことを索めんと凶る。今、中国師船を派して往きて問わば、正に日人之を聞きてまた当に如何とするやを知らざるなり。果して中東兩國各々一見を執れば、日後開釁の肇端と為らざらざるなり。）

る能わんや」

一八七五年九月六日（光緒元年八月七日）
○琉球国遭風難民至瀝（琉球国の風に遭うの難民、瀝に至る）（琉球国は向
に中朝の藩服たり。故に該国の民人、設し風に遇いて舟覆る等の事あれば、
例として本境の地方官より拯救撫綏し、且つ即ちに督撫憲に申詳して奏明
せしむ。：前日、聞くに、琉球国の漁船一艘、洋面に在りて捕魚するに、
陟に颶風に遇い漂いて吳淞直北の洋面に至る」

一八七五年十二月二十日（光緒元年十一月二十三日）
○琉球聘日本（琉球、日本に聘せらる）（日本は高麗と接壤し、琉球は僻
小にして勢い固よりその掌握の中に在り。論者謂う。若し謀る所あれば、必ず
と志すにあらざると雖も、将来國富み兵強くして、若し謀る所あれば、必ず
先に二国より肇始せん、と。茲に日本新報に言う。琉球国王、十月二十六
日に於て、その弟を遣し日主に謁見せしむと云う」

一八七六年一月十三日（光緒元年十二月十七日）
◎論日本厚待琉球（日本の琉球を厚待するを論ず）（琉球、国を立てて東洋
の海中に在り、國小にして貧、日本に逼近し、自存する能わず。：日人
に在りて之を視れば、猶お股掌の上に在るがごとし、心腹の患あるを慮ら
ざるや明かなり。茲に高麗を争わんが為に、また琉球に遣使す。甚だ琉球
を畏れる所あるにはあらざるなり。蓋し遠攻せんと欲すれば、必ず先き
近交す、此れその威徳を廣むるを以てその陰謀を遂げるの秘計なきにはあ
らざるなり」

一八七六年七月二十二日（光緒二年六月初二日）
○東事再述（日本國家、議して琉球人を給發して如し中国に到らんとするには必
ず須く先に稟明を行わしめ、文照を給發して方めて前往するを准さんとは必
み査するに、琉球は中國の外藩たり。：今、日本その毘連するを以て勢を恃
みて要結し、琉球をしてその宇下に帰せしめんと欲す」

一八七六年八月十八日（光緒二年六月二十九日）
◎東倭考（中華に毘連するの島國にして文を同じくし軌を同じくする者四あり。日本と曰い、朝鮮と曰い、暹羅と曰い、琉球と曰う。それ台湾は中國の境土なり、琉球は中華の屬國なり。或は忝に辨刺すべく、或は忝に撫恤すべきも、堂堂たる中國、自ずから權衡あり、日人得て過問せざるべきなり。政府、安を偷みて自ら伊の威を貽すをいかんせん。昨ごろ、琉球使臣の日本に陳べるの書牘を閱したるに、且つ謂う。その信なくして生

我が中国、將に何を以てかその向往の誠を慰めるや）
きるよりは義を守りて死するに如かず、と。忠悃、日月より昭かなるべし。

一八七七年二月初八日（光緒二年十二月二十六日）
○改派日本使臣（改めて日本に使臣を派す）（内閣已に十二月初二日に於て上諭を奉じたるに、改めて日本に改めて三品、升用翰林院侍講の何如璋を派して日本國に出使するの欽差大臣に充つ、とあり）

一八七七年八月十一日（光緒三年七月初三日）
○琉球難民至蘇（琉球の難民、蘇に至る）

一八七八年七月二十日（光緒四年六月二十一日）
○趣召琉球國王（趣ぎ琉球國王を召す）（昨ごろ東瀛の郵報を閱るに云う。風聞するに、日廷、琉球國王を徵召して東京に前往せしむるも、その何事に因るやは得て知らず云、と。按ずるに、琉球一國は、中國人に在りては向に外藩に隸したれば、他國の過問するを得ずと以為うも、泰西諸國の人の言に拠れば、琉球の中國に隸する者はそれ名にして、日廷に隸する者はそれ実なり。然るや否や）

一八七九年一月二十八日（光緒五年一月初七日）
●琉球法司官上荷蘭公使加白良稟（琉球法司官の荷蘭公使加白良に上の稟）
（琉球國の法司官毛鳳來・馬兼才等、小國危急なれば、切に約あるの大國

俯して憐鑿を賜らんことを請わんが事の爲にす

一八七九年二月五日（光緒五年一月十五日）
○面商機務（機務を面商す）（琉球は日本と通好してより以来、曾て官數員を遣して日本に前赴せしむ。茲に聞くに、已に陸統として回國す。日本特に内務侍郎の安藤を遣し、隨同前往せしめ、琉球國王と機密の要務を面商せしめんと欲す。外人は与聞するを得ず）

一八七九年二月七日（光緒五年一月十七日）
◎論日本要約琉球（日本の琉球を要約するを論ず）（琉球は小なりと雖も、また世々相承くるに及び、祖宗の遺法の守るべきあり。今、日本の故を以て尽く之を棄つるは國たる所以には非ざるなり。中朝また小を字しむの義を知らず、特にその海外に孤懸するを以て、蒙古部落と相い似ず、苛求を事とせず、一切その自ら為すに任す。寛大の体統を示す所以なり。乃るに日人は独り整を好むに暇を以てし、甫めて与に通好して一之が処置を為す。また未だ多事を免れざるなり）

一八七九年二月八日（光緒五年一月十八日）
●類訳日本新聞紙論琉球事（日本の新聞紙の琉球の事を論ずるを類訳す）（琉球の法司官の荷蘭公使に上るの一粟は、本報早に已に登錄せり。茲に聞くに、日本の各新聞紙は議論紛紜たり。此の粟を以て中國の下第の秀才の作る所と為す者あり、また以て下等の官吏の賄を受けて代筆せりと為す者あり。且つ謂う。粟中の字句は全く中國の官場の習氣に係り、一望して華人の手に出るを知るなり、と）

一八七九年二月十一日（光緒五年一月二十一日）
◎書日本新聞紙各論後（日本の新聞紙の各論の後に書す）（その言は人人殊りと雖も、尚お理に近き者あり、全く勢力を待んで以て人を藐玩する者あり、更には無知にして妄りに議する者あり。然れども大要は、その國の君若しくは臣と民を挙げて、琉球を臣服するを以て榮と為さざるなく、また琉

球を夷滅するを以て武と為さざるなし。故に新聞紙の議論かくの如きなり。それ琉球の中朝に臣事するは、前代より已に然り。

一八七九年二月十七日（光緒五年一月二十七日）
●論中朝宜加意保護東瀛各小国へ選録循環日報（中朝は宜しく意を加えて

東瀛の各小国を保護すべきを論ず）（その中国と相い毘連する者は則ち朝鮮一國にして、神州の左翊たる者は則ち琉球の各島なり。一は則ち輔車の依に切し、一は則ち屏翰の列に備われば、固より得失の軽重に関わるなき者には非ざるなり。：それ琉球は素より中国の宇下に託し、久しく悻悻を荷くす。即え日本強を待み弱を凌するとも、中国の傾ける者は、則ち中国に前来て控訴すべし。：乃るに、琉球を僻遠と雖も、固より嚴然たる中国の手足なり。：是を謀る者は、諒にもって熟思して之を審処するあるべし。）

一八七九年三月二十六日（光緒五年三月初四日）
○日琉近政（日本の新聞に云う。琉球の中朝に入貢するの一事は、日廷仍お

甚だ留意し、已に兩鉄艦をして一切を布置せしめ、以て征調に備う。また精兵及び巡捕一百二十名を派し、琉球に前往せしむ。と。その用意を措るに、定めし強く琉球に通りに永遠に中朝に入貢するを停止せしむるなり。）

一八七九年四月四日（光緒五年三月十三日）
●使東詩録（詠琉球）（東に使するの詩録——琉球を詠む）（下国旗を綴う

一小球、：季氏の蕭牆に憂あるを恐る）

一八七九年四月五日（光緒五年三月十四日）

○公使來華（公使、華に來る）（日本の華京に駐紮するの公使、大臣及び参贊の他、那皮は、局、麥魯火船に坐托して、業に已に滬に抵る）

一八七九年四月十日（光緒五年三月十九日）

○日本滅琉球（日本、琉球を滅ぼす）（晉源報、中国の駐日星使何子焱太史

の電音を得たるに云う。日本已に兵艦を派し、速に該王を將つて執えて日本にを以てし、琉球王の允すと否とを論ぜず、擲りて己が有と為す云々と。○議接総近聞（官吏を分設し琉球を將つての近聞）（本埠の租界の各国の西商、恭しく美前總統を迎えるの事を公議す）

一八七九年四月十五日（光緒五年三月二十四日）
◎論俄報妄言（俄報の妄言を論ず）（今、日本の琉球に於けるや、已に是非を問わず兵船を免してその國中に入り、國王を將つて執えて東京に掃れり。

此の行為は是れ直ちに之を滅ぼさんとするに似たるのみ。琉球三部の地は台湾の半境に及ばず、且つ小島分懸し、地は聯絡するに非ず、琉球の隘の守るべきなく、兵の恃むべきなく、小島分懸し、地は聯絡するに非ず、琉球の隘の守るべきなく、依りて果を置き官を設けんには、中山の祀は茲より遽に絶るべし。此而して中国竟に置き問わず、是れ怪しむべし。日本の琉球に於ける、此の如ければ、その日報の妄論は固より虚辞には非ず。謂えらく、俄報の妄言もまた俄朝の挙動と相い似たる者あり）

一八七九年四月十七日（光緒五年三月二十六日）
○議待總統（議して總統を待つ）（西報に言う。李中堂、素より美国前總統の人となりを佩し、その將に中華に來らんとするを聞くや、議して特に礼節を設けて以て之を待つ、と）

一八七九年四月十九日（光緒五年三月二十八日）
○日琉交渉統聞（日琉交渉の統聞）（茲に、琉球王、日廷の令旨を奉到したるに、着して西四月初四日に於て琉球を出て日船に登り、駛して東京に至らしめんとするを悉る。又聞くに、琉球の民心は殊に不平なり、と。而して風傳するに、中国の星使は回りに朝廷に奏せんと欲すと云う）

一八七九年四月二十一日（光緒五年閏三月初一日）
○議接美總統礼節（美總統に接するの礼節を議す）（今、聞くに、北洋通商

大臣直隸總督の李伯相、已に早に咨もて各領事等の公館に行じ、總統の津に到るの日を俟たしむ。

一八七九年四月二十二日（光緒五年閏三月初二日）

◎琉球沿革考（琉球は東洋の一小國のみ。今、琉球の日本に於ける、並えて俄土の世仇なし。即使、その自立を聽すも、また東の外府に同じ。而るに日本は乃ち必ず之を滅ぼさんと欲す。理を言うを以てすれば正ならず、情を言うを以てすれば公ならず、功を言うを以てすれば武ならず、智を言うを以てすれば周ならず、中国を挑せんを欲するも、中国は未だ必ずしもその機に中らず。）

一八七九年五月三日（光緒五年閏三月十三日）

○琉球郵耗（横濱よりの來信に云う。西曆四月初四日、日本政府の三条大臣

は、擬して琉球國を將つて夷らげて沖繩縣と為し、從五品の鍋島直彬を特派して、果尹と為し、また内務省の源忠順を派して少書記官と為す。即ち初

五日に於て、横濱より輪船に乗りて琉球に赴く、と）

○琉球伝聞（日本、琉球を將つて吞併するの後、相傳うるに、**幟**を託すを願遣使して都に入り、保護せんことを請う。敵國は曆年入貢し、**幟**を託すを願

う、今法を設けて保護せんことを請う。云々と）

○高麗設防（高麗、防を設く）（高麗の前王、世を謝するの後、その嗣王は尚お冲齡に在り。故に國政は皆母后より裁奪す。后、現に琉球王は日本

の為に廢去せらるるを聞き、未だ唇亡びて齒寒きを免れず。已に各海口の防兵に伝諭し、不時に操練せしむ。）

一八七九年五月七日（光緒五年閏三月十七日）

○美前總統到港（美の前總統、港に到る）

一八七九年五月八日（光緒五年閏三月十八日）

○琉球王入東（琉球王、東に入る）（日本の横濱よりの來信に云う。前琉球王、美其麥魯輪船に乘坐し、日ならずして日本に至るべし。日本、兩兵船を發

して前住迎接せしむ。船將に岸に抵らんとするを俟ちて即ち電報を發して東京に至らしめ、預め接待に備うと。：聞くに、該王、頗る疑懼を懐く。と。：嗚呼、琉球は何の罪ありて宗を覆し社を滅ぼして乃ち此に至るや。

一八七九年五月九日（光緒五年閏三月十九日）

○日本瑣述（日本の東京新聞に云う。聞くに、琉球より電線を通接して薩馬に至るには、抵一英里のみ）

○預籌接待總統（預め總統を接待するを籌る）

一八七九年五月初十日（光緒五年閏三月二十日）

○總統到港統聞（總統の港に到るの統聞）

一八七九年五月十五日（光緒五年閏三月二十五日）

●訳日本人論（亞細亞東部形勢）（日本人の亞細亞東部の形勢を論ずるを訳す）

（申報を閱するに、琉球の論あり。その文、同じからざるありと雖も、その意は皆琉球を以て清の屬國と為す。他年、日清兩國之によりて釁を起すやも、また知るべからざるを恐る）

○總統見客定期（總統、客に見えるに期を定む）（美の前總統、華歴本月二十九日に滬に來るを定むるは、已に前報に登す。茲に西報を閱して知りたるに、總統は滬に來るの後、三十日に美領事署に在りて各客に接見するを定むと云う）

一八七九年五月十六日（光緒五年閏三月二十六日）

○預定恭迎總統禮節單（預め總統を恭迎するの禮節の單を定む）

一八七九年五月十七日（光緒五年閏三月二十七日）

○東報述中使詰問事（東報、中使の詰問するの事を述べ）（横浜新聞、琉球の事を論じて云う。中国の駐日星使何子綏太史、日本の外務を總理するの大臣を拜会し、晤談の間に謂えらく、貴國の琉球に於けるの一事は、本公

一八七九年五月十七日（光緒五年閏三月二十七日）

○東報述中使詰問事（東報、中使の詰問するの事を述べ）（横浜新聞、琉球の事を論じて云う。中国の駐日星使何子綏太史、日本の外務を總理するの大臣を拜会し、晤談の間に謂えらく、貴國の琉球に於けるの一事は、本公

使實に未だ解せざる所なり、
國此の事に於ては已に成議ありと。
如し計を決して従わざれば、
惟だ干戈を以て事に従うあるのみ、と、
隨何の舌と雖も挽回する能わず、
中國本

一八七九年五月十八日（光緒五年閏三月二十八日）

○紀統到滬情形（總統の滬に到るの情形を記す）

○日琉近事（今、聞くに、琉王は病甚だ危殆に因り、日本に八十日遅らすを
准さんことを請う。故に該兵船は只琉球の官紳五十六人を載回して東京に
住居せしむ、と）

一八七九年五月二十日（光緒五年閏三月三十日）

○接紀總統在滬情形（總統の滬に在るの情形を接紀す）

一八七九年五月二十四日（光緒五年四月初四日）

○琉世子到日統聞（琉世子の日に到るの統聞）（茲に東京日報を閲して、
子は西五月三日に即ちに明治火船に坐して日本の東京に抵るを知る。世
子は年約十五歳）

一八七九年五月三十一日（光緒五年四月十一日）

○東南海防宜力加整頓說（東南の海防は宜しく力めて整頓を加うべきの說）
然り而して民教和せず、時に齟齬するあり。即ち福建の烏石山の事の如
し。況や日本と中国は、最近その心また測るべからず。前者の台湾の役
には已に挑釁の心あり。公法に迫らるるに及んで、志逞するを得ず。愛に
怒りを琉球に遷し、釁を高麗に尋む。是れその心豈に嘗て一日も遠略を忘
れんや。說者謂う。琉球は向來中国に服属するに、今一旦日本の滅ぼす所
と為れば、必ず当に一旅を出して東洋と此の土を争うべし、と。その言、所
理あらざるには非ず。然れども今日に居りて外攘を高言するは、前代の勢
いに同じからざる者あり。

○王子賜官（王子、官を賜わると）（琉球の一国、日本の為に吞併せらるるの
後より、その王子已に日に賀せらる。刻ごろ聞くに、日廷特に琉球中山王

子の尚典に賜いて華族の正五品銜と為す」

一八七九年六月七日（光緒五年四月十八日）
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

到したるに云う。現に琉球を將つて新たに改めて沖繩県と為さんとして、
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

所有の弁理すべき一切の事宜は、頗る煩劇を覚ゆ。大小の事件は均しく県
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

令の判結に帰するを須たんに、實に庶給に暇あらざるに在り、と
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

○東事欺人（東の事、人を欺く）（日本の新間に云う。中国に駐禁するの日
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

本領事、刻ごろ已に日廷の明諭を奉有したるに、凡そ琉球國の民人の逃れ
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

て華境に来る者あれば、立即に見解して東に回らしめ、以て究辦に憑らしめ
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

よ云々とあり。日本の中朝を藐視すること、此の如きに至る
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

●論東源近聞へ選録。循環日報（東源の近聞を論ず）（日本近ごろ兵力を以
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

て琉球を脅制し、恣肆強横たるも、各國外かんともする莫し。また以てその
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

志を逞うするを少なくすべきに似たり。而るに、近日の申報の訳せる西報
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

の録する所を閲るに、人をしてその微を窺い、その隠を掲くを得ざらしむ
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

るは、何ぞや」

一八七九年六月十四日（光緒五年四月二十五日）
○展假不准（假を展すは准さず）（日本朝廷、初め兵船を發して琉球に至り、

も、前王を帯して回國せんと欲す。茲に聞くに、また限を展さんことを請う
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

一八七九年六月十五日（光緒五年四月二十六日）
○西字報述中東事（西字報、中東の事を述ぶ）（字林報に称すらく、日昨上

海にて傳え得たるに、中国、日本と琉球の事に因り、小しく不和あり、製造
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

局内に已に論を奉じ、間に到ぎ洋鎗・彈薬を造らしむ、と
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

○兵船到閩（兵船、閩間に到る）（福州より来信に云う。西六月初六日、日
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

本、兵船、逆星幹と名づくもの、駛して福州に到り、華官甚だ託異を為
○日琉近信（日本の内務衙門、近ごろ琉球に駐禁するの官吏よりの来信に接

す、と」

一八七九年六月二十日（光緒五年五月初一日）
○八七九年六月二十日（光緒五年五月初一日）
西報論中日交涉事（西報、中日交涉の事を論ず）（横濱西報に云う。中国は琉球の一事に因り、甚だ日本を怒る。兩國は恐らく必ず齟齬あらん。然れども終に干戈を以て事に従うを致さず。中国自ら水師甚だ精良ならざれば日本と相い敵し難きを知らざるなり。西人此に於て益々李中堂に服し、素より水陸各營兵を整頓し以て天威を壮んにし外侮を防がんと欲する者にして実に深く老成謀国の道を得ると云う）

一八七九年六月二十一日（光緒五年五月初二日）
○八七九年六月二十一日（光緒五年五月初二日）
兵船到閩統閩へ兵船閩に到るの統閩へ（前に日本兵船駛して福州に至り、官場中皆託異すと報ぜり。今、福州の西人よりの來信に接して、該船實は琉球の事の爲に來るを知る。琉球貢使の中國に來る者は向きに閩省の官吏より管轄すれば、此の次の兵船の來るは、大約貢獻を截止するの緣由を告知せんと欲するに縁るなり、と）

一八七九年六月二十四日（光緒五年五月初五日）
○八七九年六月二十四日（光緒五年五月初五日）
琉人至中日彙閩へ琉人の中日に至るの彙閩へ（字林報に言う。近ごろ數日來の傳聞に、琉球の官民一二十人、將に中國に來たりて日本のその國を兼併するの事を中朝に訴え、法を設けて救援するを為さんことを請わんとするあり、と。神戶より來信に云う。神戶に今到有せる琉球人は甚だ多く、別に地方にて安挿するあり。如し該琉球人等、外に出で行走せんと欲すれば、日本、巡捕三四人を派有して後に跟隨す。それ保護の爲めなるか、抑も看管に係るか、皆得て知らざるなり）

一八七九年六月二十八日（光緒五年五月初九日）
○八七九年六月二十八日（光緒五年五月初九日）
琉球王抵日詳聞（琉球王の日に抵るの詳聞）（横濱の友人よりの來信に云う。中山王尚泰、前に那覇港より日本の新瀉輪船に乗り、華四月十九日早に於て横濱に行抵す。即ち神奈川県、馬車を備えて接駕す）

一
◎八七九年六月三十日（光緒五年五月十一日）
中山王封号論、横浜の友人の寄來せるの信を読み、琉球の中山王、日本の朝命を奉り、東京に行き抵るに、沿途の各埠如何に迎接待するやを知らざるを得たり。並びに日皇、期を扒びて廷見し、將にその王号を革めて別に錫うに日本の爵を以てす等の情あり。

一
○八七九年七月四日（光緒五年五月十五日）
訳西報記李中堂禮實事（西報に李中堂禮實の事を記す）（字林報に云う。美國の前總統の格蘭脱、京より津に回る。李中堂、駕に命じて往きて拜す、と）

一
○八七九年七月七日（光緒五年五月十八日）
琉球王帰國（琉球王、帰國す）（日皇、本擬して四月二十一日に於て召見せんとするも、いかんせん、琉球王の旧病復た発り、未だ廷參する能わず。

一
改めて二十九日に至つて、始めて世子尚典及び按察大夫を帶領し、同に皇居に至りて調見す。日皇、尚泰を叙して華族従三品の職と為し、仍お命じて琉球に還歸せしむ。

一
◎八七九年七月十二日（光緒五年五月二十三日）
論交隣之難（交隣の難を論ず）（各國の互相に侵奪する者は紛紛たり。昔法は難を前に構え、俄土は兵を後に鑿す。近きは則ち琉球、日本の并する所と為れり。伊犁は俄人の占する所と為れり。阿甫汗は幾んど蠢動の意あり。）

一
○八七九年七月二十二日（光緒五年六月初四日）
中東交渉近聞（日本の琉球を夷滅するの一事、中国迄に未だ懐に釈然とせず。聞くに、北京に駐紮するの日本公使、総理衙門と日に詰問するあり、並びに各々琉球の古史は、究竟何國の藩屬に歸すべきやを細査す、と。また聞くに、総署は已に英法兩國の欽差にその事を調停せんことを請う、と。美前總統格蘭脱の京に在るの時、また曾て与に議及す、と。）

一 八七九年七月二十四日（光緒五年六月初六日）
 ● 琉球を夷滅するの役にて、懐に積然とする能わず、此れ情理の知るべき者なり。特に自ら是非を詰論し、然る後他國にその曲直を議するを請い、能く兵争に事わらずして速に旧日の輯睦に仍り、琉球の土を反し、琉球の君を置き、中東に藩属するを兼ね備えしめ、各々詐なく、小を字しむの恩を失わず。琉球に在りては小を字しむの恩を失わず。琉球に在りては善しからずや。

一 八七九年七月三十一日（光緒五年六月十二日）
 ● 訳東京日報詳述日本廃琉球情形（東京の日報に日本の琉球を廃するの情形を詳述するを訳す）（西の三月十二、即ち華の二月二十日、日本内務省大書記官の松田、朝命を奉じ、琉球・巡捕及び琉球官吏を率領し、日本を出て横浜より高砂輪船に乗り、琉球に往く。行きて鹿児島県内に至り、日本の琉球に駐するの内務省少書記官梨木の来信に接し得たるに、云う。現在、琉球人民、日本より兵来たりて、廃藩置県するあるを驚聞し、大いに震動を為し、群相に懼を懐き、那覇港の舖戸は均しく已に閉歇し、家財物件を將て各処に陰散し、老幼男女は東西に逃避し、官長は禁止する能わずと。

一 八七九年八月八日（光緒五年六月二十一日）
 ● 西報記琉史（西報、琉史を記す）（字林報曰く、日来、中東兩國は琉球の事の爲に、殊に唇舌を費やす。本館遡りて査するに、琉球一國は本より日本一の新王即位するも、数人互いに之と争うあり）

一 八七九年八月十日（光緒五年六月二十三日）
 ○ 西報記日臣事（西報、日臣の事を記す）（横浜の一西字報に謂う。総理衙門の各官は近ごろ琉球の事に因り、意殊に怏怏たり。故に日廷之を聞き、擬して公使をして回國せしめんとす、と）

一八七九年八月十三日（光緒五年六月二十六日）
 ○八七九年八月十三日（光緒五年六月二十六日）
 前、日本参贊致晋源報書（日本参贊の晋源報に致すの書を訳す）（晋源報、
 今、日本公使の事を論じて謂う。駐京の各國使臣、曾て日使と商勸す、と。本公使従えて未だ他國公使と會商せず、と）

一八七九年八月十四日（光緒五年六月二十七日）
 ●八七九年八月十四日（光緒五年六月二十七日）
 転訳琉球表略（琉球の表略を転訳す）（下國、二百七十年前に於て、日本
 藩王薩司馬の敗る所と為る。爾の時、兵單にして力弱く、實に敵する能わ
 ず、故に隠忍して今に至る。然れども初意、竊に辱を受くるの情を得て天
 聽に上陳せんと欲するも、無奈せん、薩司馬は下國の天朝に入貢するの期
 に當たる毎に、執先に勅令して册封するの歳に當たれば、薩司馬人は皆期に
 なし。若し大皇帝の遣使して册封するの歳に當たれば、實に奈んともするな
 き先んじて遠く大皇帝の遣使して册封するの歳に當たれば、實に奈んともするな
 きの苦衷に出で、大皇帝は尚お未だ俯鑑せざるなり）

一八七九年八月二十日（光緒五年七月初三日）
 ○一八七九年八月二十日（光緒五年七月初三日）
 琉民悪日（琉民、日を悪む）（琉球の信に云う。琉民甚だ日本の官吏を喜
 ばず。近ごろ数事あり、己に一斑を見る。一は琉球の薩鶴耶摩より失火し
 て房屋四十餘間を焚去するが爲に、日本官、賑わすに米を以てせんと欲す
 るも、琉民は俱に受くるを屑しとせず。一は日本新例を設立せんが爲に、
 爲に、各路の首事人をして署に至りて聽宣せしむ。日本甚だ不平にして、俱に
 蜂擁して署に入り、勢い將に事を滋くするの舉あらんとす。幸い、日官力
 を竭して慰勸して始めて散ず。一は琉球の某爵員、數年前に於て眷を挈
 いて華に來たり、近ごろ日本の琉球を滅ぼすを聞くが爲に、潜かに回りに
 探視するに、琉民愈々憤満を懷くと云う）

一八七九年九月十三日（光緒五年七月二十七日）

◎論琉球民情（琉球の民情を論ず）（日本、琉球を廃して沖繩県と為し、琉球王は敢えて違わず、琉球臣は敢えて拒まず、四海の内、萬国の衆もまた之が為に挽救して彌縫する能わず。日人の方に在りては、且に志を得、意満ち、我が兵力に憑りて為さんと欲する所に任すと以為うも、孰れか琉球の民、竟に順わざる所あるを知らんや。此れに即して之を覩れば、日本は琉球を滅ぼすと雖も、未だ之を已に得たりと謂うべからず）

一 八七九年九月二十七日（光緒五年八月十二日）
 ○東瀛謀議（東瀛、議を謀る）（東洋よりの來信に云う。：琉球の事、中國の問う所の諸節は、現に經に東國家、一たび回書して中國に致すあり。大

一 八七九年十月一日（光緒五年八月十六日）
 ●録沖繩志前序（沖繩志前序を録す）（我が嘉永年間、美國の水師提督、琉球に至り、要請する所あり。琉球の當事者、議して以為えらく、孤島の小國、外国と交わるには只當に敬を致し礼を尽くすのみ、彼或は力を以てするも、我は唯婉曲して以て難を免るあるのみ、と）
 ●録沖繩志後序（沖繩志後序を録す）（沖繩志は何を以て作るや、琉球を志すなり。何ぞ琉球と曰わずして沖繩と曰うや、土人の稱する所に従うなり）

一 八七九年十月五日（光緒五年八月二十日）
 ●照訳横浜西字報論琉球事（横浜西字報に琉球の事を論ずるを照訳す）（日前、人北京より書を寄せて來るあり、琉球の日本に屬する所以の故を証明す。作者巴羅仏爾は日本の穴戸公使の託を受けたれば、自ずから是の如からざるを得ずと云うか。作者の意を察するに、西曆一千六百十年、日本の琉球を征服すること、及び一千八百七十四年、中國の琉球は日本の管轄たるを認めることの兩端を言うに過ぎざるのみ）

一 八七九年十月七日（光緒五年八月二十二日）
 ○琉球近事（香港の循環日報に稱すらく、近ごろ大阪の各日報の詳録せる琉

球島の民乱の一事を聞るに、その乱を為す者は琉球本島には非ず、乃ち美
治高の小島なり。是の島は遠く内地を隔て、居民の性甚だ愚蠢なり。昔よ
り以来、相い約して琉球に臣服し、歳ごとに貢獻を納む。後に、琉球一國
は日本に兼併され、改めて郡県と為り、日人より官を設けて治理するを聞
き、此れに因りて驚惶騒擾し、心に大いに不平を為す、と。

一八七九年十月九日（光緒五年八月二十四日）
●附録来稿（来稿を附録す）（中国既に琉球を視て己が属と為さば、給する
所の銀は即ち己が民を撫恤するの款たり。又何ぞ必ず他國に交託してその
予奪に任せるや）

一八七九年十月十日（光緒五年八月二十五日）
○遣使論事（遣使して事を論ず）（日本報に謂う。日廷、刻ごろ議して大臣
水西麦を遣して正使と為し、中国の京師に前来して日本の琉球を取るの原
委を陳明せしめんとす、と）

一八七九年十月十八日（光緒五年九月初四日）
◎論日本宜与中国聯絡以保亞洲大局（日本は宜しく中国と聯絡して以て亞洲
の大局を保つべきを論ず）（試みに亞洲の大局に就きて、以て之を統論すれ
ば、吾いま中国は宜しく日本と聯絡すべしと曰わずして、日本は宜しく中
國と聯絡すべしと曰うは、何ぞや。日は台湾の一役もて巨款を賠償してよ
りと驟に勝ちて驕り、輒ち自ら誇張し、駸駸として薄海の諸大國と頡頏せ
んと欲す。その間、高麗を伐ちて威を示し、琉球を滅ぼして武を示し、漸
く中国と玉帛を以てせずして兵戎を以て相見えんとす。：諺に云う。漸
蚌相持し、漁人利を得る、と。此の言、小なりと雖も、以て大を喻うべ
し。華は之れ日ととも、胡んぞ東南を虎視し西北を鷹する者、また一
俄あるを慮らざらんや）

一八七九年十月二十五日（光緒五年九月十一日）
○琉人志節（琉人の志節）（日本の琉球を夷げて郡県と為して後、琉に駐す

るの大、臣、日廷の明諭を奉じて謂う。該境に官を設け職を分つ。刻ごろ日人を参用するも、雖も、惟だ、各員の二十欠を留出して、以て琉人に譲り、稍や致身青雲の願いを遂げしむべし、と。愛に琉人を萃めて之を選ばんとす。るも、琉球人民は故主を忘れず、皆拒みて命を受けず。甚だしきかな。心を攻むるの易からざるや。然り而して琉人の志節、彌ます佳とするに足るなり。

一 ○八七九年十一月初六日（光緒五年九月二十三日）

中東要信ハ晋源報に云う。頃ころ、天津の友人の西曆前月二十八日の信息に接して、該処近日俱に中東の覺を啓くの事を議するを知る、と。又云う。刻ころ、實在の信息を得て、局面甚だ危険たるを知る。恐らくは、一旦或は戦事に出るやも未だ知るべからず、と。

一 ○八七九年十一月八日（光緒五年九月二十五日）

中東交渉統聞ハ中東兩國、琉球の一事の為に、覺端を啓くを致す。前に日本館の西報に掘りて記録せる一則は、中西各人皆深くは信ぜず。今、字林報の得る所の北京の信は、実に皆信じて微あり。

一 ○八七九年十一月九日（光緒五年九月二十六日）

論東瀛事（東瀛の事を論ず）ハ今、日本王既に泰西に法るに、曷んぞその小を字しむの義に法らざして、乃ち琉球に於てその薦食を肆まにすや。今、琉球王未だ徳を失うを聞かず、その国並えて内乱なし、且つ日本に於ては、不侵不叛の臣たり、乃るに横に呑噬せらる。それ萬國公法をいかにせん。窃に以為うに、日本の琉球を併するは、実にその土地を食るのみ。

一 ○八七九年十一月十日（光緒五年九月二十七日）

中東和戦比較説（中東和戦の比較説）ハそれ琉球の一事、中人煩言ありと雖も、大局を維持する者は、断じて肯て弱小の与國の故を以て和を東隣に失わず。故に總理署及び南北洋大臣・駐日星使は並えて未だ日本と力争するの説あるを聞かず、また未だ琉球の官を遣して前來し救を求むるの事

あるを聞かず。日本、今忽ち挑戦するは、果して何の見る所に於て此の先
を畏れんや。日本苟しくも戦を議すれば、中国何ぞ嘗て之

一 〇八七九年十一月十一日（光緒五年九月二十八日）

故藩可憐（故藩憐れむべし）琉球の故主、日境に入りてより後、日本の
密度は該王に五品の職を給すべしと聞く。噫、昔は主位に居るも、
今は属曹と作るかな。故国の餘財は尚お他人の鼻息を仰ぐ、また憐れむべ

一 〇八七九年十一月十九日（光緒五年十月初五日）

中東信杳（中東の信、杳たり）（中東・日本の交渉の事は、本館節に聞く
所に擲りて報に登列せり。日内には北京より絶えて一として、確實の音耗な

一 〇八七九年十一月十九日（光緒五年十月初六日）

香港西報述中東事（香港の西報、中東の事を述ぶ）（中朝、今已に日本に
詰問し、定ずやその仍お琉球を還して自主の藩国と為し、三個月内を
限りて言の如く弁理せんと欲す。若し期満つるの後、仍お聽従せざれば、
惟だ兵戎を以て相い見ゆるあるのみ）

一 〇八七九年十一月二十日（光緒五年十月初七日）

中国自棄藩邦論（中国自ら藩邦を棄つるの論）（今の安南は一の琉球なり、
李揚材は一の台番なり。李は安南に竄するも馮軍門は即ち之を誅せず、
一の台番の琉球人を殺すも、中国は之を查辦せざるの勢いなり。法国、西
貢に報復するがごとし。今また困りて、猶お之れ日本の地を治むるや、猶お日人の
琉球を取るがごとし。中国より安南を以て法地に問わざるや、また琉球を
以て日本に問わざるのみ。嗚呼、安南を以て法地に問わざるや、また琉球を
るや、將に高麗に志すあり。法人また既に安南を全轄して、緬甸・暹羅も

また尚お外人之を何うあり。数年ならざるの間に、諸藩尽く失わるるは、誰の咎ぞや」

一 〇八七九年十一月二十三日（光緒五年十月初十日）
西人述中東事（西人、琉球の事により、時に華京に駐するの日本公使と往復弁

総理衙門の大臣、琉球の事を執りて従わず、必ず琉球を夷らげて、島と為さんと欲すれば、日本如し意を執りて従わず、必ず琉球を夷らげて、島と為さんと欲すれば、中国は勢い座視し難し。行じて當に我が六師を整え、樓櫓に

一 〇八七九年十二月四日（光緒五年十月二十一日）

の難人は、例に循いて撫恤せんと奏す。旨を奉じたるに、知道せり、とあり。此れを欽しむ」

一 〇八七九年十二月六日（光緒五年十月二十三日）

〇八七九年十二月六日（光緒五年十月二十三日）
閩撫恤琉球難人批摺書後（琉球の難人を撫恤するの批摺を閱みて後に書す）
の先、琉球は中国に服屬し、仍お制を東洋に受くと雖も、中国終に属國を以て之を視る。使命册封を除く以外に、凡そ該國の商民等偶颯風に遇い内地に源流するあれば、また始めより終わりまで心悅誠服せり。琉球は之れ日本の支派たるや否やは、中国の書に闕けたるところあり。たえ果して支派に係るも、則ちまたその宗支を夷滅して以て義と為すべき者あらんや。今乃ちその土地を食むの故を以て、猝かに之を滅せり」

一 〇八七九年十二月十二日（光緒五年十月二十九日）
福州近事（福州船政局、近ごろまた日夜戦械を造す。蓋し大吏東洋と成

〇八七九年十二月十二日（光緒五年十月二十九日）
福州近事（福州船政局、近ごろまた日夜戦械を造す。蓋し大吏東洋と成

一八七九年十二月二十八日（光緒五年十一月十六日）
 ●日報論琉球事（日報、琉球の事を論ず）（日本新聞紙館、琉球の一事もて、美国朝廷將に中より調処せんとするを聞く者あり。：又一新聞紙の云うあり。日本、琉球を夷滅するは、今已成の局たれば、再び商すべきなし等の語あり、と）

一八八〇年一月七日（光緒五年十一月二十六日）
 ○琉效日言（琉、日言を效う）（琉球の前王尚泰、將に渡基澳に於て書院を設立し、以てその旧臣の子弟をして日本の語言、文字を学ばしめんとす）

一八八〇年一月二十日（光緒五年十二月初九日）
 ○日本寒心（日本、寒心す）（日本の東京よりの郵信に云う。日本、近ごろ中国の俄と修好するを聞き、各日報館皆発して論議を為し、威此れを以て日本の憂いと為す。蓋し、中国の俄と修好する所以は、日本、琉球を取るが為の故にあらざるはなく、將に俄に修好して以て日本を攻めんとすればなり）

●論琉事不足辦宜重自強へ選錄循環日報（琉事は辦ずるに足らず、宜しく重かに自強すべきを論ず）（願うに、西人の日人に左袒するは、要するに故なきに非ず。：今、琉球・高麗より外、越南は法に拋られ、暹羅・緬甸は英に拋る。蚕食鯨吞して方に且に日に侵削を事とすれば、安んぞその後、琉球の故轍と為らざるを知るや。故に琉事を以て西人に折衷するは計の左なり。日人の我が中朝と齟齬する者に至っては、要するにまた因あり。彼且に謂う。法の越南に於ける、英の暹羅・緬甸に於ける、中朝何ぞ一として之を問わざるに、独り日本の琉球に於ては、移文して詰難するや。是れ歐洲を畏れて日本を欺くなり、日本の琉球に於ては、今日の事は、口舌を以て争うべきに非ず、また豈に能く筆墨を以て戦わんや。：是れ惟だ憤發して為すあり、重に自強の計を図るあるのみ）

一八八〇年一月二十三日（光緒五年十二月十二日）
 ○中東消息（日廷、將に明春に於て、使臣を簡派して中国へ前来せしめ、以

て琉球の事を弁論するに便ならしめんとす

一八八〇年一月二十四日（光緒五年十二月十三日）
○遠設巡丁へ遠くに巡丁を設く（日人、琉球を兼併するの、改めて沖繩

と為し、特に県官を簡し往きて治めしむ。而れども琉球の人心は殊に服
さず、付近の各島は皆蠢動の意あり。現に聞くに、日人將に琉球内地に
於て、差館を建てて差弁を設け、巡防の役を司らせ、藉りて以て非常を譏
察せんとす）

一八八〇年一月二十九日（光緒五年十二月十八日）
○西報論滅琉事（西報、琉を滅ぼすの事を論ず）（泰西各国の日報は、当に

泰晤士を以て首一指を屈すべし。昨ごろ倫敦より郵來せる近日の新聞一
紙を得たるに、中に日本の琉球を夷滅するの事を論ずるありて、至つて明
且つ晰なり。今、その意を訳するに曰く、日本の琉球を夷ぐの一役は、余
を以て之を觀れば、殊に日本を以て是と為す能わざるなり、と）

一八八〇年二月初三日（光緒五年十二月二十三日）
●中東兵勢辦へ選錄循環日報（中東の兵勢の辦）（日報又謂う。中東聲を

成すの役は臆定し難しと雖も、然れども兵勢を得るのみにして、衆寡の勢已
八十萬を得るべく、若し日本は抵兵十萬の間を得るに計るに、當に智を以て勝
ちて力を以て勝つべからず。宜しく猝に不意に出で、先に勁兵を用いて水
道より駛して京師に至り、迅雷を掩うに及ばざるの計を為すべし、と。
：無論、中朝は琉球の一事の為に嚇然震怒し、その軍費をあつめ、その師
旅を簡し、難端を先発せず。即ち已むを得ずして戦に出れば、また必ず先
に海防を固むべし）

一八八〇年二月五日（光緒五年十二月二十五日）
●論日本未嘗無人へ選錄循環日報（日本には未だ嘗て人なきにはあらざる

を論ず）（岡本監輔、窮北日誌を著す。志は土疆を開拓するに在り。序を

成齋に請いて編修す。成齋曰く、予固より琉球の支那あるは猶お蝦地の俄羅斯あるがごとしと謂う。支那は虚名を以て琉球を争い、我が徒に虚名を擁して彼は日にその実利を収む。羅斯は利を以て蝦地を争い、我は徒に虚名を擁して彼は日にその実利を収む。と

一八八〇年二月六日（光緒五年十二月二十六日）
○八八〇年二月六日（光緒五年十二月二十六日）
てより後、中日兩國噴として煩言あり。文牘往来するも迄に夷滅せられ
今、聞くに、日廷特に仁艾嘉温を遣して中俄兩國使臣と為し、先に中国
の京師に至り、後に俄京の聖彼得羅堡に至る、と

一八八〇年三月五日（光緒六年一月二十五日）
○八八〇年三月五日（光緒六年一月二十五日）
廣貯軍火へ廣く軍火を貯う。日本横濱の西字報に云う。今、日本の製
造局、洋鎗及び各項の軍器を造るを觀るに、大局と関あるに似たり。

紀論辨琉球事へ選録循環日報（琉球の事を論辨するを紀す）
なり。琉球の一役の為の者に似たり。中国は正に留意を為さざるを得ざる

字新、日本・中国の琉球に論及するの事を抄録す。西曆去年の七月二十
三日、日本の高埠より來信に云う。日本近ごろ中国と協わす。その端
は琉球に在り。琉球は乃ち中国の洋面の海島にして、中国は又此れに属す
て一國を成す者なり。日本は則ち彼に属するを謂い、中国は又此れに属す
ると謂い、兩國相持し、未だ孰か是なるや知らず。茲に往還論弁の語
を録して、以て衆覽に供す。美国前任の總統赫蘭の亞洲に遊ぶや、恭邸之
接見し、礼に於て加うるあり。又總統日本に到るの時に、日本國家に善く
その交隣の政を行ひ、以て亞洲昇平の局を保たれよと勸告せんことを懇う

一八八〇年三月六日（光緒六年一月二十六日）
●統紀論辨琉球事へ選録循環日報（統いて琉球の事を論弁するを紀す）

一八八〇年四月十六日（光緒六年三月初八日）
 ○防堵風傳（防堵の風傳）（探得したるに、広東の官憲、近ごろ人夫一千五百名を撻し、又聞くに、蘇州屯ずる所の兵は日に操演を加え、兵額更に増す、と）

一八八〇年四月十七日（光緒六年三月初九日）
 ●五統紀論辦琉球事へ選録循環日報（五たび続いて琉球の事を論辦するを紀す）

一八八〇年四月十九日（光緒六年三月十一日）
 ◎八〇年四月十九日（光緒六年三月十一日）
 論俄主結好日本事（俄主の好を日本に結ぶの事を論ず）（中国、近来、日本と面従心遠の勢いあり。今に及んで怨を積き好を結ぶは、已に及ばざるを慮る。而して今に至るも動かず変わらぬ、並えて東人と輯睦するの說なし。俄人深く中国事を作すに遅緩するを知らず、因りて先発して人を制し、日と深く相い結納す。此れ、その意の狡にして謀の捷なること、如何と為すや。日本はまた亞洲の一大國たり。國事を謀る者、未だ嘗て人なきにあらざり。豈に俄人の好を東に結ぶ所以の者を識らざらんや）

一八八〇年四月二十四日（光緒六年三月十六日）
 ●六統紀論辦琉球事へ選録循環日報（六たび続いて琉球の事を論辦するを紀す）

一八八〇年四月二十六日（光緒六年三月十八日）
 ●七統紀論辦琉球事へ選録循環日報（七たび続いて琉球の事を論辦するを紀す）

一八八〇年五月二十九日（光緒六年四月二十一日）
 ○中日近聞（日本、近ごろ依奴依大臣を派して華に來たらしむるは、已に前報に列せり。今、日本の報に云う。或は謂えらく、琉球の一事、日本は中

一 國の太だ体面なきを欲せず。故に中国に近きの数小海島を將つて、中朝に讓与せんと願う。而して日本朝は須らく琉球の日本の地たるを認むべく、日本は中俄或は戦に出ずれば日本断じて俄を助けざるをすと云う。

一 八〇年六月十一日（光緒六年五月初四日）

○東報論中東事（東報、中東の事を論ず）（日本の哈喇新報に云う。日本の参贊大臣の燕那儀達基詩、華歴三月十三日に於て、中国の京城に前赴せり。蓋し日廷の命を奉有し、往きて中朝と兩國交渉の事件を商議す。事は極め、秘密にして、外人は預め知るを得ず。然れどもその大旨は究に琉を定め俄に備えるの二事に外ならず。）

一 八〇年七月二十日（光緒六年六月十四日）

○琉球瑣記（香港、琉球の信を得たるに云う。日本、琉球を兼併して改めて沖繩県と為し、官を設け戌を置き、意を極めて經營す。那覇地方より以て中山府に達するまで、貿易は頗る盛んなり。）

一 八〇年十一月二十七日（光緒六年十月二十五日）

○八〇年十一月二十七日（光緒六年十月二十五日）
○日使言旋（日本使、華に来るの使臣、頃ごろ忽ち旆を返してここに旋らんとす。縁みに、該使臣琉球の事の為に華に来るに、中国前に俄事未だ靖からざるに因り、此れに及ぶに暇なし。近ごろ聞くに、中国前之と言及して、俄事次に將つて定むべければ、如し日本必ず琉球を滅ぼさんには、中国当に師を日に移すべしと云う。故に該使臣此れに因りて帰るを告ぐ、と。）

一 八一年一月七日（光緒六年十二月初八日）

○東報彙録（日本使臣、近ごろまた華に来たる。蓋し琉球事件の為なり。此の事已に商妥せり。大略、中俄の釁端已に啓かれ、故に琉球の事以て速やかに了するを得る。情形を揆度するに、中俄如し竟に交戦すれば、日は中を助けて以て俄を堀けるべきに似たり。）

一
○八八一年一月八日（光緒六年十二月初九日）
長崎近信（又聞くは、光緒六年十二月九日）
を却く。此の処の地は要隘に居り、中国と聲を啓かば、尤も喫緊の處に屬

久しく俄人の掘る所と爲る。近來、日廷正に勵精図治し、旧疆を規復せん
と意欲しつあり。故に此の說あり。然らば則ち日本の蝦夷島は正に中の
伊犁と遙遙相対し、また之を同病相憐れむと謂うべし。

一
○八八一年一月十七日（光緒六年十二月十八日）
籌俄餘議七（俄を籌るの餘議の七）（日本既に琉球を滅ぼす。而して始め

は文詞を以て相詰するなり。それ琉球の中日に於ける、當に未だ減じざる
に係る。然らば中朝苟も先んじて保護せんと欲すれば、介を遣して未だ減じざる
の時に於て、之が爲に事に先んじて予防し、或は一介を遣して未だ減じざる
兵を阻止するか、或は兵を發して以て琉球の險を防がしむべし。琉球は兩
属に係ると雖も、日本は之を滅ぼさんと欲すれば、中國師を出して以て相
萬國公法の容さざる所と爲らざるに然るべき所に於て、並えて挙動なし。遂に
球の使臣は申包ざるの哭に效うと雖も、乃ち空言を以て相詰り、その侵地を反し
夷らげて郡県と爲すに至つて、乃ち空言を以て相詰り、その侵地を反し
旧邦を存せんことを冀う。烏んぞ得べけんや。

一
○八八一年一月二十日（光緒六年十二月二十一日）
京師傳述（前に西報に中東琉球を議定するの節あるを訳す。今また諸を

京師より来る者に探れば、また此の說あり。又云う。議して琉球三島を將
つて平分し、各々近き所に就きて分管せんとす等の語あり。但、此の議已
に早に聞く所あれば、恐らくは確信にあらざるなり。）

一
○八八一年二月十九日（光緒七年一月二十一日）
訳録（日報の爲に、日本と聲を啓かんと欲す。未だ確音あるを得ず

中国、琉球の一節の爲に、日本と聲を啓かんと欲す。未だ確音あるを得ず

と雖も、然れども日本の欽使已に節を返して滬に來たり、
禁するの欽使また之を召して回らしむるを聞くを觀れば、
已に端倪を露わせり、と

一八八一年二月二十日（光緒七年一月二十二日）

○八八一年二月二十日（光緒七年一月二十二日）
使旋傳疑へ使旋るの傳、疑わし（論者多くは猜いて中東和を失うは高麗
に因るに非らずして即ち琉球の事の為なりと為す。伝聞するに、業に經に
和を失うの謠あり。然れども日使行くに臨むの時、仍お都中の各官と談笑
して話別すれば、また未だ和を失うの形跡あるを見ざるなり）

一八八一年二月二十三日（光緒七年一月二十五日）

◎八八一年二月二十三日（光緒七年一月二十五日）
待□乗機折衷說（□を待ち機に乗じて折衷するの說）（その琉球の中に服
屬するや、中は初めよりその土地を食らず。此れ各國の共に諒とする所の
者なり。日本は既に琉球その分支たりと云いて今竟にその祀を殄す。此れ
また各國の公に見る所の者なり。理の曲直、事は非は、各國既に瞭とし
て指掌の如し。故に中國の計を為す者は、かく、それが為に兵威を以て之に臨む
よりは、乃ち首より和約に背く。旁人之を見て、戸之が北京より寒心せざる者あらんや）
○使旋統聞（使旋るの統聞）（日本使臣の穴戸、該使臣今年の新正に於て、
前報に列す。茲に西報を閱して知りたるに、阻撓せんと思ふ。該使臣、遂に急
球使臣の中國に入貢するを聞くに、因り、阻撓せんと思ふ。該使臣、遂に急
う。此れ數百年の旧例に係れば、停止するを俟つに及ばず、陸路よ
ぎ回国して、即ち此行きて滬に至る）

一八八一年三月一日（光緒七年二月初二日）

○八八一年三月一日（光緒七年二月初二日）
日に於て吳淞を駛出するを悉る。滬に來る。業に經に列報せり。今、該船前
船に乗りて本國に開還せり）

●八 八一年三月六日(光緒七年二月初七日) 訳録西人論中日事(西人の中日の事を論ずるを訳録す) (晋源報、長崎の

報を載せて言う。兎戸大臣回国するは、琉球の一事に縁る。中国は須く各 督撫に至りて共に會議せしむべしと云えば、兎戸以為えらく、
処に至りて共と云う。何ぞ必ず北京に居るや、逆にその副の一魯伊 ともにも回國すと云う。以上、皆西報の言う所にして、その兩國の情形 と論ずること、ただに瞭として、掌を指すが如きのみならず、然るに必ず中 日兩國は琉球の一節に因り、則ちまた未だ必ずしも尽くは然らず) 日を失うの端と為ると謂う。

一 八一年三月九日(光緒七年二月初十日) 星使啓節(東洋に簡放せられて駐紮するの許竹箕星使は、聞くに已に正月 十六日に於て陸見し、二十六日に於て出京し、天津より上海に至り、然る 後日本に前赴す、と)

一 八一年三月十二日(光緒七年二月十三日) 〇八 日本戎備(字林報、日本よりの来信を載有して言う。江哥干兵輪船は本月 初三日に於て、己に長崎に抵る。兎戸大臣回国の一節は、□賽摩利人之を 聞き、皆袂を投じて起ち、戦興勃勃たり。而るに、各官の意中には則ち日本 近來の餉項未だ裕如たる能わざるを以て、敢えて軽く戦を言ひ易からず。 然れども日本の水師は刻ごろまた汲汲として戒事に備えるを准す)

一 八一年三月十三日(光緒七年二月十四日) 〇八 日本大言(兎戸大臣の官に致すの電音、己に兵船に言う所は外人未だ之を 知るに及ばず。惟だ傳言に云う。中国は已にその中に言ひ、日本に駛往するあり、故 に日本もまた預め備えて各口を防守すべし、と。又聞くに、日使已に北 京を離るるは、彼の時と雖も尚お実信なし。惟だ中国の兵船、或は一、二艘 日本を離るるは、往來するあるを聞くと雖も、恐らくこの時或は加増するあれ ば、華人の意は則ち測り叵し。中国或は此の策を用いるやもまた知るべから 集して以て恫喝の計と為す。

一 八一年三月十三日(光緒七年二月十四日) 〇八 日本大言(兎戸大臣の官に致すの電音、己に兵船に言う所は外人未だ之を 知るに及ばず。惟だ傳言に云う。中国は已にその中に言ひ、日本に駛往するあり、故 に日本もまた預め備えて各口を防守すべし、と。又聞くに、日使已に北 京を離るるは、彼の時と雖も尚お実信なし。惟だ中国の兵船、或は一、二艘 日本を離るるは、往來するあるを聞くと雖も、恐らくこの時或は加増するあれ ば、華人の意は則ち測り叵し。中国或は此の策を用いるやもまた知るべから 集して以て恫喝の計と為す。

則ち。然れども、たとえ中國果して此の意ありて琉球を規復せんと欲するも、

一八八一年三月十五日（光緒七年二月十六日）
◎八八一年三月十五日（光緒七年二月十六日）

論日東大言（日東の大言を論ず）（昨ごろ訳したる字林報の登せる所の日本西字新聞紙の一論に至つては、日人、日人の故に中國と譽を尋むる者かす。その意見固より已に顯然たり。日人の故に中國と譽を尋むる者からず。計るに、此の十年の中に、日人の故に中國と譽を尋むる者已に二事あり。往年の台湾の役には、日人の故に中國と譽を尋むる者て、県と為すの一事は、則ち日人豈に琉球の中に兼属するを知らざらんや。乃るに、擲に廃置を行ひ、並えて中朝に告げるの言なし。その曲直また想いて知るべし）

一八八一年三月十六日（光緒七年二月十七日）
●八八一年三月十六日（光緒七年二月十七日）

報を、日大言書後へ箕踞白眼戲筆（日本の大言を、日林報より、日皇の雄才、大略致之を、開みて、然として、以て、驚愕するを、禁ぜず。：蓋し、日皇の雄才、大略致致として、治を、求め、直だ、海内の、霸國と、為りて、歐亞諸國より、上の地、に、駕らんを、観て、台湾に、小試し、ざるなり。：改め、て、氣象一新し、軍容、彌、ますます、盛んなるも、また、地を、闢く、能わ、ざるを、以て、争、引、きて、憾事、と、為し、乃ち、琉球、に、於て、その、軍を、整え、武を、経、り、疆を、開、き、土を、拓、く、の、宏謀、を、顕、わ、せり）

一八八一年三月二十日（光緒七年二月二十一日）
○八八一年三月二十日（光緒七年二月二十一日）

日本近聞（字林報に、言、う。日本の外務衙門は、兵部は、近來、遅く、外国新に、來、たり、然、り、と、為、さ、ざる、に、似、たる、を、以て、故に、擬、して、再、び、一、使、臣を、遣、して、華商議、せ、し、め、んと、す、必、ず、見、識、廣、遠に、し、て、才、幹、有、為、の、人、を、須、い、て、中、國、と、一、切、を、閣紙、を、閱、み、各、國、の、琉、球、の、一、事、を、議、論、す、る、を、考、核、す、と）

一八八一年三月二十五日（光緒七年二月初六日）
 ○中日伝聞（日本使臣、正初に於て京より起程し、陸路より申に回り、頗る急にして待つに及ばざるの情状あり。一時津に駐れば、西人みな相い議論紛として傳述す。然れども確かなるや否やは、是れより道聽途説の流、津人の函に拠るに稱すらく、中日和を失うは、徒だ外患未だ寧んぜざるの故を以て、一役に、中国問罪の師を興さざるは、藩籬を撤して願みず侯服の亡と云うを、稍や緩るること須臾にして、並えて藩籬を撤して願みず侯服の亡と云うを、球すには非ざるなり。：日本は前年に於て我が台湾を擾し、去年また我が琉球を滅ぼす。大いに寸を得れば、尺を得れば、尺の情景あり。中国もし再び忍を含めば、実に困体に於て関わるあり。）

一八八一年四月三日（光緒七年三月初五日）
 ◎防軍不可驟撤論（防軍は驟に撤去すべからざるの論）（高麗は俄人の欲する所と為る。蓋し高麗は中国の屏藩たり。而して中国は勢い必ず争う所なり。蓋し高麗は中国の屏藩たり。屏藩一たび撤すれば、門戸また何ぞ侍むに足らんや。：故に日人・俄人を論ずるなく、撤すれば、高麗に甘んじんと欲すれば、中国は必ず師を出して以て援くべし。苟しくも高麗に尚お中と甚だしくは損益なく、但、体面の故を以て日人を詰責し、猶お以て視て緩図と為すが若きにはあらざるなり。）

一八八一年四月五日（光緒七年三月初七日）
 ○日錢愈壞（日錢、愈々壞す）（中日交渉の事に至っては、前使臣の突戸國に返り、日廷殊に該使臣を以て合せずと為すも、究竟いかにするやは尚お信的なし。惟だ日本の新聞紙、この事に言及して云う。日廷已に別に使臣を派して華に至らしめ、突戸は再び中国の使に任ずる能わざるなり、と）

一八八一年四月二十一日（光緒七年三月二十三日）
 ○琉球近聞（中日、琉球の事の為るを願わずと謂うあり。日本は心に怯を存し、

時に猜疑を啓くと謂う。京師の郵音を、究に確實の信息なし。惟だ昨ごろ香港報の章を閱るに謂う。京師の郵音を得るに日本近ごろまた通商を以て名と爲し、擬して先人を制するの挙を作さんとす。中朝、南北通商大臣に飭して妥よく籌画を為さしむ。茲に謹しみて二月初二日の上論を將つて恭録すれば左の如し。

一八〇八 恭読二月初二日二十五日（光緒七年三月二十七日）

ハ中日、琉球の事に因り、議論紛紜たり。琉球の上論を讀みて、謹みて書す。その曲直の意見する者は、姑く必ずしも論ぜず。第、日本の滅ぼす所と爲る、ずれば、その意は固より中に在りて専ら琉球に在るには、あらざるなり。以て重と爲す。若し議する所の如く、両島を画分すれば、中国は球を存するを以て於て、未だ妥善に臻らず。惟だ商務既に議し行わんと欲すれば、琉球は須らく復國すべし。且つ、若し琉球を以て商務に議し行わんと欲すれば、琉球は實は分球なり。また、琉球の土地を以て利と爲すにあらざらん。名は復球と爲すも、うことならず。また、琉球の土地を以て利と爲すにあらざらん。名は復球と爲すも、

一八〇八 八一年五月二十日（光緒七年四月二十三日）

ハ東の国事は、従前の台湾の一役に較ぶるも、西字新聞紙に言う。此の時、中

一八〇八 八一年六月十八日（光緒七年五月二十二日）

ハ准備同仇（同仇に備うるを准す）ハ日本の西字報に言う。華本月初上、中
 國朝廷、各武員に諭令して、預め不時の調用に備えしむ。數日前、日廷また
 論旨ありて、富貴の家の丁壯をして、皆水陸各軍に赴き、預め調用に備えし
 む。此に因りて、之を觀れば、中東の釁は將に成らんとす。然れども、中國
 は近日並えて、閭く所なれば、恐らくは此の言未だ深信するに足らざるな

り

一八八一年七月十四日（光緒七年六月十九日）
○遺臣抱恨（遺臣、恨みを抱く）琉球は日本の為に夷滅せられ、社稷傾覆

し家國敗亡せり。之を大を以て小を字しむの義に按ずるに、中国は原より袖手傍觀して一語をも発せざる能わず。惟だその時、適、中俄や齟齬ありて兼顧するに邊あらざるに値るのみ。向きに、以為えらく、中国は固より救を求め、申包胥の秦庭に哭するが如き者なきや、一介の使もて、中朝に向いて津人の來信に接したるに稱すらく、琉球、遺臣兩員早に天津に到り、昨ごろ相に朝廷に転奏して將に命じ師を出し、琉球、仇を雪ぎ國を復するを求するありと

一八八一年九月十日（光緒七年閏七月十七日）
●閩督何奏撫恤琉球遭風難民片（閩七月初八日京報）（閩督の何、琉球の遭風

一八八一年十月二日（光緒七年八月初十日）
○東報雜錄（又云う。華官、向きに中國の駐日欽使の暑中に在る者あり。後

に經に華に回り、撰して一書あり。その中に皆、中國は尚お未だ之を見ざれば、未だ此の言の確かなるや否やを知らず）
中国は尚お未だ之を見ざれば、

一八八二年一月七日（光緒七年十一月十八日）
○琉臣殉義（琉臣、義に殉ず）（東瀛の西字報に言う。琉球の遺臣兩員、中國の京都に前往し、義一は則ち自刎して死し、一は則ち絶食して死するあり。中より更に甚だしきなり。：と）
故に此の挙を為す。秦庭の哭

一八八二年一月十二日（光緒七年十一月二十三日）

○京都郵信へ北京の西友の来信に言う。琉球既に滅ぶの後、去年曾て琉臣総
理衙門に至り、中国代わりて設法を為さんことを求請するあり。今年また
聞くに、琉球の二臣天津に至り、李伯相に代霧せんことを求請するあり。
津に至るの後、琉臣中已に一人身故するありと。

一八八二年一月十四日（光緒七年十一月二十五日）

◎論琉臣殉義へ琉臣の義に殉ずるの事は果して之あるか。余に問う者ありて曰う。琉
球の遺臣、義に殉ずるの事は果して之あるか。余に問う者ありて曰う。琉
中より訊出するに係る。鳥んぞ不義たるを得ん。彼その意は固より当を得
不義たるか。余曰う。鳥んぞ不義たるを得ん。彼その意は固より当を得
て以て国王に報ぜん。烏んぞ不義たるを得ん。彼その意は固より当を得
を怨まず、之を謀りて忠ならざれば、大邦の暇あらざるに値り、また敢えて人
を怨まず、之を謀りて忠ならざれば、大邦の暇あらざるに値り、また敢えて人
なんぞ猶お義にあらざると為さんや。

一八八二年一月三十日（光緒七年十二月十一日）

◎中国勤修武備問答へ中国武備を勤修するの問答へ（それ日本は前に台湾の
役あり。繼いで又琉球を殄滅するの事あり。罪を中国に開くことなくんば
あらず。故に外人は竊竊に私議し、中日の釁を開くは意中に在りと以為わ
ざるなし）

一八八二年二月十日（光緒七年十二月二十二日）

○琉臣瑣尾へ東瀛日報に称すらく、琉球遺臣兩員、京都に於て義に殉ずる
あり、と。曾て前月十八日の報中に照訳せり。茲に本館、天津よりの来信
に接し、此の兩臣、一は世子に係り、一は郡瑪に係るを知る。然り而して一線
奉じて出洋するにおよび、此の二臣、更に貧病交も逼る。聞くに、凍河の前
尚お延らえ、並えて未だ双ながら國難に殉じざるなり。聞くに、凍河の前
に於て、業に已に津を去れりと。

一八八二年三月二十七日（光緒八年二月初九日）

○東瀛雜録（琉球王尚泰、日京に至りてより已に三載あり。故國を緬懷し、

悲しみ自ずから勝えず。現に聞くに、業に己に憂患疾と成る。と。その旧臣、毎に中国の欽使の衙門に往きて、欽使代わりて復国を図るを求めんと欲するも、日人の防範甚だ厳なるをいかんせん。：前に聞くに、その法司官、琉王の欽使に致すの手書を持つて、髪の内蔵し、深夜装を易え往きて欽使に見みゆ。後、日人の知る所と為り、大いに悦ばずと為すと云う。

一八八二年四月九日（光緒八年二月二十二日）
◎論日本善政（日本の善政を論ず）（日本の治を為す此の如し。又何ぞその

蒸蒸日上の勢いあるを怪しまんや。前ごろ聞くに、日本は琉球を以て、何ぞその為す。論者譁然として蓋し以て弱を凌ぐの意あるを免れず、日人に凌夷せらるれば、此に於て未だ強を以て弱を凌ぐの意あるを免れず、日人若し日人の為す所大率此の如しとすれば、又何を以てか國勢方に興りて已まざるや。今此を觀て後、その興る所以の者蓋し故あるを歎くなり。

一八八二年四月十六日（光緒八年二月二十九日）
○東海瑣聞（長崎・大分・鹿児島等の処の日人、現に貨物を將て琉球に運往し出售する者、日に繁盛するを見る。毎月、計るに、日本船の該島に往來

琉球の那覇港に日人新たに砲台數座を築き、台上には井びに砲兵の環守するあり。：中山の首里城池は陸軍の轄する所と為る。

一八八二年五月二十六日（光緒八年四月初十日）
○琉事議妥（琉事、議妥す）（日本の西字報に言う。日本、中国と琉球を較

論するの一事、現に己に該國の華に駐するの領事官と李伯相より議を定め、妥洽に臻るを得れば、未だ睦誼を傷つけず、その如何に議妥するや、及び章程は奚に似るやに至つては、刻ごろ尚お未だ知らず、と。

一八八二年六月五日（光緒八年四月二十日）
○摘錄東報（東報を摘録す）（日本報に云う。：又云う。琉球の未だ廢せられざる以前には、他国人の遷往して居する者、斷禁頗る殷んなりしも、廢

藩置県より以来、此の禁遂に弛む。計るに、現在、日本人及び別島人の那覇港に移りして耕種する者、四千五百餘人あり。その移居する者は皆耕種に勤め、故に出す所の産は土人に較べて多しと為す。貿易また従前に比して暢旺す。惟だ土人は反つて困を受くる者衆きを以て、利益は客民の占する所と為ると謂い、深く妬忌を懐き、群かえつて官に稟し、法を設けて客民を將て驅逐して出境せしめんとすと云う。

一八八二年七月六日（光緒八年五月二十一日）
○八八二福州近事ハ茲に福州の西字報を閱るに、該報又言う。琉球、歴年中国に入貢するの使は、皆福州より道を取る。今年仍お旧章に照らし、惟だ琉球に行きて福州に抵るの琉球人数十名はみな省垣に在りて遊玩す。惟だ琉球人は頗る譎智あり。船將に間に抵らんとすれば、即ち筵棍等の物を將て蔵起し、一に風を遣いて困苦するの状に似せ、華官此の情形を見て、乃ち酌給恤賞す。即ち此れ琉球人の志趣を見るべし。

また巧思ありて大志なしと謂うべし。

一八八二年七月三十日（光緒八年六月十六日）
○八八二琉球近聞ハ日本の琉球を夷らげて沖繩県と為して、今已に五年なり。日人該処に在りて官を設け成を置き、数年來経費を立つる事論じて、該処地方、近來頗る安静ならず。中山の士族、国王を立て、白黒兩党と為る。各々意見あるに因り、遂に互相論するを分れて主と為さんと欲す。白

党は日京に向い、國王尚泰を迎え、回りに仍おそれを尊びて主と為さんと欲す。並びに自主の國と為さんと欲し、中国に附するを願わず、また日本に属するを願わず。黒党は尚泰の無能を以て、その復國を願わず、また日本に属する王子を立てて主と為さんと欲す。並びに、その復國を願わず、また日本に属するの事如し果して中国行くと欲さば、日以後永く属國と為り、往きて密訴し、此

一八八二年八月二十七日（光緒八年七月十四日）
視て仇讐と同じくす。刻下、兩党此れを以て合せず、各々党羽を糾約し、

○琉球地震（日本新設の沖繩県は即ち琉球国なり。その地は四面海に臨み、故に常に地震の患多し。前月二十四日晚十二点鐘の時、地忽ち大いに震う）

○八八二年九月六日（光緒八年七月二十六日）
棄訊東報（東報を棄訊す）（沖繩県は即ち旧時の琉球国なり。一月前に於

て、警察に百姓曾て地方官と鬧事し、後彈圧を経て平靜す。刻下、該県、大阪府の故に是の請あるに係る）

○八八二年九月二十三日（光緒八年八月十二日）
訊録東報（東報を訊録す）（東洋の新聞紙に琉球の近事一則を載有して云

う。欣喜を為す。琉球を改めて沖繩県と為すの後に、琉球の諸事整頓し、琉人大いに欣喜を為す。而るに、該国の規模に返さんと欲し、乃ち従者二十五人を

三の同志の者と仍おその旧日の規に人多くは未だ知らず。直だ俸禄を頒発帶し、の潜行して中国に遁赴するも、人多是未だ知らず。乃ち従者二十五人を

一八八二年十月十八日（光緒八年九月初七日）
○八八二年十月十八日（光緒八年九月初七日）
積問（問を積く）（客の野史氏に問う者ありて曰く、吏は能謀を尽くし、將

あり。叡算は聖君より稟け、碩画は賢相より出で、我が中国、朝鮮の役仁明英武を以て、前に暴を伐ち乱を誅し、禍難は悉く平ぐ。望むあり。事の未だ

人の事に預るや。三日あり。疑なきに生番、且つ琉球の難民を戕殺する、何ぞ日

以て輪舟二艘を購い、日人婦り、獲る所を以て將士に分稿し、復たその餘を

その己を外に告ぐるに、侮傲なるか、迫りて我が中山王、辭して受けざれば、遣使論弁

来たりて告ぐるに、侮傲なるか、迫りて我が中山王、辭して受けざれば、遣使論弁

往復するも、議猶お未だ決せず。已にその王を執え、その國を夷らげて沖繩県と為せり。此れ、僕の未だ解せざる者の二なり。」

一八八二年十一月四日（光緒八年九月二十四日）

○不祀忽諸（祀らずして忽諸す）（琉球開國の祖は天舜氏と曰う。歴傳して尚泰に至るまで三十四代、春秋の祭祀は従えて欠略なし。今は該國王、日京に旅居すれば、祖宗の廟祀我より斬たるを恐る。爰に旅邸に在りて安よく先靈を祭る。）

一八八二年十二月八日（光緒八年十月二十八日）

○琉球近聞（琉球の八重山島は港口狭くして河身濶し。向來、島民此によりて生を為す。一年の内、約百餘尾を獲る。琉球群島の産する所の赤糖は、向に皆日本に納税す。琉球の士族は向に平民を視ること草芥の如し。）

一八八三年一月十三日（光緒八年十二月初五日）

○紀念碑（日本、琉球を改めて沖繩県と為し、鍋島直彬を派して県令と為す。聞くに、碑を立てて以て紀念と為す。）故に日人、特に該県令に与え

一八八三年一月十四日（光緒八年十二月六日）

◎邦交之道今昔不同説（邦交の道は今昔同じからざるの説）（人或は謂う。日本、琉球を取るも、中国は能く之を折るなし。是を以て中国の病と為す。と。然れども此れ猶お病むに足らざるなり。琉球は本より日本に属すると雖も、その地は日本と近きと為す。縦え日人、琉球は本より日本の分支に属すれば、今特だ之を帰併するも、初めより之を夷滅するに非ざるなりと言ふとも、此の言また未だ擧と為すに足らず。然れども此の区々の為に、同壤の國と遽に齟齬を啓くは、過當に属するに似たり。故に暫く大度を以て之を置くも、高麗に従事せんと欲するに至っては、袖手する能わず。）

一八八三年一月二十七日（光緒八年十二月十九日）

○ 訳東京日日新聞兵備論（東京日日新聞の兵備論を訳す）（但、我、中国と立約通商してより以來、數年にならざるの間に隙を生ずること三あり。一は台湾、一は琉球、一は朝鮮。此より兩國の交誼甚だ疎にして兩國人民また各々相い下らざるの心を懐く）

一 八八三年二月三日（光緒八年十二月二十六日）

○ 東報雜錄（又言う。日本近ごろ商船公司を創設して股分を糾合す。各処の股票を購う者甚だ多し。琉球人また投資する者あり。而して琉球王の買う所頗る多し。一の日商に託して之が經手と為すに係る）

一 八八三年二月四日（光緒八年十二月二十七日）

○ 照訳日本時事新聞（日本の時事新聞を照訳す）（天津よりの來信に接したるに云う。琉球の一事は、前に經に日本の穴戸公使、北京に駐するの時、曾て中国政府と議商し、琉球の宮古・八重山兩島を將つて中国に帰還し、仍お尚泰君を封じて中山王と為し、以て尚氏の血食を繼がしめんとす。その時、中朝允さず。後、穴戸公使、任滿ちて帰國するに因り、此の議また即ち中止す。今に至り、論者は皆李中堂怯懦なりと謂い、甚だしきに至つては、謗毀の語あり。然れども中堂また兩難を覚え、憂心耿耿たるを免れず。此れ乃ち先年の情形なり）

一 八八三年二月十三日（光緒九年一月初六日）

○ 日高近聞（又言う。日本の今年加収する所の税は、計るに、七百萬圓あり。蓋し中国と琉球の事を議し、決治する能わず、兵端を滋くするを恐れるを以て、故に先に此の款を籌り、預め軍需の用に備う）

一 八八三年二月十七日（光緒九年一月初十日）

○ 固藩三策上篇（藩を固める三策の上篇）（根深ければ枝栄え、枝葉靡びて根また萎える。藩の如きは小なりと雖も、地險にして民強し。我が中国に於ては、久しく輔車相依るの勢いを成す。藉りて中国の動靜を窺ひ、惑い、我が東藩を窺伺し、我が南服を奪し、遠交近攻の説に

以て強弱と為す。それ朝鮮なり、越南なり、琉球なり、その形勢を論ずれば、固より遠近大小の殊あり。而して体制を以て之を言えば、越南は皆藩服に在り。藩服の得失は即ち中国の得失なり。或は謂う。朝鮮・越南は我が中朝に聯り、名実俱に重し。爾たる琉球は則ち有名無実なり、と。余以為えらく、名は実よりも重し。」

一八八三年二月二十二日（光緒九年一月十五日）
◎固藩三策中篇（藩を固める三策の中篇）（越南、周には越裳たり）

一八八三年二月二十五日（光緒九年一月十八日）
◎固藩三策下篇（藩を固める三策の下篇）（情を以て之を言えば、琉球は越南に視ぶる南に視ぶるに更なる親と為す。事を以て之を言えば、琉球は越南に視ぶるに更なる急と為す。：按ずるに、日人自ら琉球を夷らげて沖繩県と為す。日に固制にては、郡より大なり。故人自ら琉球を県として中山を治む。爰に鍋島直彬を以て令と為す。爾來、力を悉して経営し、規模粗ぼ具わる。」

一八八三年二月二十八日（光緒九年一月二十一日）
◎固藩三策閩篇（藩を固める三策の閩篇）（日本なり、朝鮮は之に次ぎ、琉球なり、是れ海東の三國、日は大と為し、朝鮮は之に次ぎ、琉球は海間の叢島にして、遠くたる琉球はそれ小なる者なり。按ずるに、琉球は既に折られて日本に入る。より之を望めば、流蚪の形の如し。我が朝は固より二國の君の待みて以て日人の意は遂に専ら朝鮮に注ぐ。我が朝は固より二國の君の待みて以て恐れなく、頼るに生命を以てする所者なり。乃るに、今や琉球國は固より危うきこと炭炭として日を終るべからず。然れども琉球の事は難にして實は経略し易し。三韓は易くして實は難し。」

一八八三年三月三日（光緒九年一月二十四日）
○東瀛雜聞（近來、中日相い交るに、漸く齟齬を見る。恐らくは干戈の聲あるを免れず。故に日國、軍械を趕造して以て不虞に備う。）

○琉球近況へ沖繩県の某某の來信に據るに稱すらく、該地の目下の情形、立
 つ。その一は稱して白党と為し、以て旧主尚泰を慕いて主と為す。三党を立
 二は稱して赤党と為す。倡首者は即ち前に中國に逃往するの富川某にして、
 旧徳を仰慕し、中國の政教を崇尚するを以て主と為し、究竟日本に屬するを
 願わず。党勢は平常なり。その三は之を黒党と謂う。その倡首者は頗る激
 烈を為し、党勢は平常に於て清日に西屬せんとす、伊江王の子を立てて主と為し、
 旧日の常例の如くして清日に西屬せんとす、伊江王の子を立てて主と為し、

一 八三年三月四日へ光緒九年一月二十五日へ
 ○暹報伝言へ香港の西人、書を暹羅の西字報に致して言う。近来、中日、琉
 球の一事に因り、齟齬あるを致す。恐らくは暹羅に駐するの美國公使、知
 た將に与にその事を議すべし云々、と。究に未だその確かなるや否やを
 らざるなり。

一 八三年三月五日へ光緒九年一月二十六日へ
 ◎論琉人分党へ琉人の党を分つを論ずへ按ずるに、それ琉人の三党は、朝
 鮮の守旧・開化の門戸を顯分する者とは、既その勢則ち異なるも、その心則
 ち同じくす。中國の朝鮮に於けるや、目下既に開化の助を得る。苟しく
 もまた朝鮮を救う者を以て琉球を救わば、則ち琉人の心もまた大いに計む
 べきなり。噫、故國亡ぶと云うも人心尚おその主を繫ぐ。日人の為に計る
 に、それ長く此の沖繩県を保有し、中國をして終に琉球を怒然たらしむる
 能うや否や。

一 八三年三月九日へ光緒九年二月初一日へ
 ○東瀛雜聞へ又云う。日本、近來、極めて軍實を整頓するを意う。中國の駐
 日欽使、その備うる所の船械等の物を將って華文に繕成し、中國に寄回す、
 と。日欽使、その備うる所の船械等の物を將って華文に繕成し、中國に寄回す、
 心翻訳せしめ、大意を得るなからしむありと云う。

一八八三年三月二十五日（光緒九年二月十七日）
○東報彙録（東瀛報に言う。沖繩県は即ち琉球國なり。向に骨洗の例あり）

一八八三年四月十三日（光緒九年三月七日）
◎中日高三國大勢論（昨ごろ字林西字報の設論一則を見るに、意謂えらく、日本、今当に中國と齊心協力し、高麗を保護して以て俄人の謀を遏すべし、

高麗の爲に計りて即ち己の爲に之を計るなり、と。此の言、蓋し深く中日の大勢を知り、能く東海の全局を攬る者なり。竊に謂うに、日本と中國は既に前年の琉球の役に因りて稍や齟齬あるにあらざるや。又上年の高麗の乱に因りて、互相猜忌するにあらざるや。然らば則ち此の間隙の時に乗じて、正に挙國の力を竭して以て大いに高麗に造すべし）

一八八三年四月十五日（光緒九年三月九日）
○東報彙録（沖繩県の那覇港に海底電線を新設し、大島を経て以て鹿兒島に達す。四月の間に於て竣工を期すべし）

一八八三年五月六日（光緒九年三月三十日）
◎論日本近事（日本の近事を論ず）（按ずるに、日本は漢に於て倭と爲る。論日本近事、大いに國制を更め、封建を罷めて郡県と爲し、守令を以て列侯に

易う。近歳、その理財・製器・料民・備兵・立約・通商の諸大端は、みな法を泰西に取る。その大いに兵器・料民・備兵・立約・通商の諸大端は、みな法を地、百倍の衆を以て、是れ豈に以て一戰する能わざらんや。乃るに、威を養いて持重し、与に争うを屑しとせざれば、稿を受け還る。未だ幾くもせずして琉球王を脅し、土を納れて降を請わしめ、その國を県と曰い、朝鮮を経略するの師、また告ぐるを見るなり）

一八八三年五月十九日（光緒九年四月十三日）
○日報彙録（又云う。明治十二年四月の間に至り、日本、琉球を廢して県と爲す。日本の政府即ち鍋島直彬を派して該処の県令と爲し、事に遇えば教導し、日本の制度を行ふ。十四年四月の間に至り、政府また上杉茂憲に委して

之に代う。今年四月の間、上杉茂憲は東京に調回し、
通俊を派して之に任ず。政府は即ちに岩村

一八八三年六月一日（光緒九年四月二十六日）

○東瀛雜聞（日本新聞に云う。某日、琉球人数名、稟帖を携有し中国に來らんと欲するあり。稟する所何事たるを知らず。希納入哈喇地方に至つて巡捕の見る所と為り、遂に拘われて護送せらる。官、何の辦法を作すやを知らざるなり）

一八八三年六月五日（光緒九年五月初一日）

◎八八三年六月五日（光緒九年五月初一日）
属国重軽説（大國の藩属あるは猶お一身の爪牙指臂あるがごとし。朝鮮は首を稱し、越南はその次なり。叢爾たる琉球は同文の國にして民に閩粵の族多しと雖も、越南海外に孤懸し、地は小にして瘠せ、以て存を図るに足らず。殊に未だ爪牙指臂を以て之を喩うべからず。我が中朝の琉球の君臣に於けるや、父子の義賊のみ）

一八八三年六月十一日（光緒九年五月初七日）

○東瀛瑣聞（琉球王尚泰君の伯父伊江王子は、その撰政に当たるとき、威權赫奕にして一に守旧を以て主と為す。廃藩置縣の後に及び、退きて邸宅に居り、門を閉ざし客を謝し、足地を履まざる者業に己に四年なり。開化の諸人と茫然隔絶す。本年忽ち前轍を改め西書を通読し、該處の有志輩と互相往来す。聞く者、覚えず欣喜す）

一八八三年七月一日（光緒九年五月二十七日）

○東瀛雜聞（又云う。近来、琉球人の大阪地方に在りて古時の刀劍を収買する者甚だ多し）

一八八三年七月十四日（光緒九年六月十一日）

○東報摘録（沖繩県人民、私に自ら逃れて中国に赴く者、実に繁として徒あり。皆該處の官吏の立法善からざるに因る。刻ごろ擬して保甲の法を行ひ、

戸籍を厳査し、再び脱逃の患あらしむるなからんとす

一八八三年十一月二十二日（光緒九年十月二十三日）
○琉人可憫（琉人憫むべし）（寧波の西人、二十日に來信して諸を字林西報

に登せて云う。二十九日、途に在りて琉球難民十人あるを見る。日本語を操るに因り、法を設けて之と問詢せり。琉球に云う、我等十人、鎮海に至り、華官の収留する所と為る。府城に送り至りて察問する者、已に二三次なり。租界に在りて行き過ぎるに、西人或は銀錢を以て相贈るも、已に二三官役等の為に取り去られ、圜圜の中に異なるなし、と。彼の該西人の言う所、如し果して實に屬さば、大いに遠人を懐柔するの道に非ず

一八八三年十一月二十五日（光緒九年十月二十六日）
◎書寧波西人論琉球難民後（寧波の西人の琉球難民を論ずるの後に書す）（

日本、強詞もて理を奪い、自ら琉球を以てその建つる所の外藩と為す。維新より以來、秦始皇の郡県の制に法り、盡く封建を廃す。琉球の遭風の難民、以て琉球を県とし、その王を東京に遷す。：兩三年來、琉球の遭風の難民、以て漂いて浙間の洋面に入り、巡洋の兵船の帶歸して撫恤するを被り、名に按邸に資もて遣り、中外の諸人をしめてみな中國の琉球を忘れざるを曉然せしむ

一八八三年十一月二十八日（光緒九年十月二十九日）
○索取琉人（琉人を索取す）（琉球の難民、寧波に在るの一節は、曾て經に報

せしめ、道憲に謁見し、此の琉人を求めて日本に歸らしめんと欲す

一八八三年十一月三十日（光緒九年十一月一日）
○琉人帰国（琉球難民を索取するの節は、茲に悉る。日員、道憲に問えば、

道憲答えるに、此の項の琉人は早に七月の間に鎮海県令に著して送りて歸せしむるを以てす